

大井町工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続きに関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本町が発注する工事（以下「工事」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）の透明性及び公平性を確保するため、入札参加者が、設計書に係る積算内容の確認及び疑義申立てを行う場合の手続きについて必要な事項を定める。

(疑義申立ての対象)

第2条 設計書に係る積算内容の疑義申立ては、本町が発注する設計金額（消費税額及び地方消費税額を含む金額とする。）が500万円以上の工事に係る入札（落札候補者が決定しなかった場合の入札を除く。以下同じ。）を対象とし、入札前に公表された設計図書に含まれる設計書について、金額入り設計書（金額及び数量が記載された設計書をいう。以下「設計書」という。）を確認しなければ判明しない積算上の疑義（入札前に質問を行い確認すべきものを除く。以下「積算疑義」という。）とする。

(疑義申立ての期間)

- 第3条 疑義申立てを行う期間は、入札の保留通知時から開札の翌日の正午までとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、短縮することができる。
- 2 前項の規定に関わらず、緊急を要する要件がある場合又は本町において必要がないと認めた場合は、疑義申立ての期間を設けないことができる。
 - 3 第1項の規定により疑義申立ての期間を設けた入札で、入札参加者（入札書を提出した者をいう。以下同じ。）全てが疑義申立てを行わない場合は、疑義申立て期間の満了を繰り上げ、落札者を決定することができる。
 - 4 前3項に規定する期日及び期間は、大井町の休日を定める条例（平成元年条例第6号）第1条第1項各号に規定する休日を除いて定めるものとする。

(疑義申立てに係る手続き)

- 第4条 入札参加者は、積算疑義をするとき、前条に定められた疑義申立ての期間内において金額入り設計書を閲覧した上で、当該期間内において積算疑義申立書（第1号様式。以下「申立書」という。）を契約担当課長に提出することにより行わなければならない。
- 2 入札参加者は、前項の規定による金額入り設計書の閲覧にあたり、金額入り設計書閲覧請求書（第2号様式）を契約担当課長に提出することにより行わなければならない。
 - 3 入札参加者は、前2項の提出にあたっては、当該積算疑義が生じた入札の保留通知書を添付しなければならない。

(疑義申立てのできる者)

第5条 疑義申立てのできる者は、当該対象工事の入札参加者のうち、前条第1項に規定する設計書の閲覧を行った者に限る。

(疑義申立ての回答)

第6条 町は、第4条第1項の申立書の提出を受けたときは、積算内容及び疑義申立ての内容を確認した上で、当該入札に係る落札者の決定又は入札取消の前までに、積算疑義申立てに関する回答書(第3号様式)により当該申し立てに対する確認結果を回答するものとする。

2 契約担当課長及び当該入札の工事主管課長は、申立書の内容について、疑義申立てを行った者に対して聞き取りを行うことができる。

3 回答は申立書を提出した者に対して行い、回答内容が伝わった時点で回答手続きは完了したものとする。回答の方法については、申立書ごとに決定する。郵送等により回答を行った場合は、送達を受けるべき者に到達したと推定できる日をもって回答手続きは完了したものとする。

4 町は、疑義申立てがあった入札については、回答手続きが完了するまで落札者の通知を保留し、その旨を入札参加者に通知する。

(疑義申立て結果の取扱い)

第7条 疑義申立てがあった入札の有効又は無効の取扱いは、前条の確認結果に基づき、次に掲げる事項のとおりとする。

(1) 積算内容に誤りがなかった場合の入札は有効とし、当該入札に係る落札決定を行う。

(2) 積算内容に誤りがあった場合は、次のとおりとする。

ア 落札候補者に変更が生じる場合は、入札を無効とする。

イ 落札候補者に変更が生じない場合で、落札候補者が契約を望む場合は入札を有効とし、落札金額で契約を締結し、後日、発注者と受注者で協議の上、設計誤りを補正し、変更契約を締結する。

ウ 落札候補者に変更が生じない場合で、落札候補者が契約を望まない場合は、入札を無効とする。

2 積算内容に誤りがあり、入札が無効になった場合は、入札の取扱いについて、入札参加者全てに通知する。

3 申立書の内容が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、積算疑義の申立てとして取り扱わないものとする。

(1) 単価が複数想定できる等、積算上の不確定な要素で入札前に質問を行い確認すべきもの

(2) 積算疑義が具体的でないもの

(3) 積算疑義が特定できないもの

(4) 設計図書等で確認できるもの

(5) 見積業者の積算誤り等に起因するもの

(6) その他、当該入札に直接関係のないもの

附 則

この要領は、公表の日から施行し、平成27年4月1日以降の入札の公告又は指名通知をする対象の入札から適用する。